

令和 8 年度熊本市交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度熊本市交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

軌 道 事 業

(1) 車 両 数	64 両
(2) 年 間 走 行 料	1,567,000 料
1 日 平 均	4,293 料
(3) 年 間 輸 送 人 員	9,461,000 人
1 日 平 均	25,921 人
(4) 主要な建設改良事業	
多両編成車両導入経費	958,078 千円
軌条更換経費	699,200 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 軌 道 事 業 収 益	3,441,042 千円	
第 1 項 営 業 収 益	1,852,659 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1,588,342 千円	
第 3 項 特 別 利 益	41 千円	
		支 出
第 1 款 軌 道 事 業 費 用		3,191,548 千円
第 1 項 営 業 費 用		3,052,330 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		139,218 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額321,058千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,123千円、過年度分損益勘定留保資金28,153千円及び当年度分損益勘定留保資金159,782千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,281,795 千円
第1項 企 業 債	1,583,400 千円
第2項 国（県）補助金	316,871 千円
第3項 他会計補助金	381,524 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,602,853 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,142,327 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	456,526 千円
第3項 予 備 費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
車両長寿命化経費	令和8年度～令和9年度	83,000千円
軌道に関する基準値の見直し等業務委託	令和8年度～令和9年度	4,500千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通事業 建設改良資金	1,583,400千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合は、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率とする。	政府資金等については、 その融資条件による。 また、銀行その他の場合 にはその債権者と協定す るところによる。 ただし、財政の都合によ り繰上げ償還することも ある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,514,579 千円
(2) 交 際 費	100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,258,700千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

熊 本 市 長 大 西 一 史